

## 非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予制度の改正（創設）の概要と実務上の留意点（その15）

非上場株式等についての贈与税・相続税の納税猶予の一般措置（従前の制度）と特例措置（新しい制度）の主な適用要件と、特例措置の適用を受ける場合の申請書類を一覧にすると以下ようになります。

	一般措置	特例措置
会社の要件	中小企業者であること	
	非上場会社であること	
	性風俗営業会社に該当しないこと	
	資産保有型会社又は資産運用型会社に該当しないこと	
	総収入金額が零を超えていること	
	常時使用従業員数が1人以上であること	
	特定特別子会社が、大会社、上場会社、性風俗営業会社に該当しないこと	
	後継者以外の者が黄金株を保有していないこと	
認定申請基準日において、贈与日/相続発生日の従業員数の8割以上を維持していること		
先代経営者の要件	代表者であったいずれかの時及び贈与の直前又は相続開始の直前において、先代経営者と先代経営者の親族などで総議決権数の過半数を保有しており、かつ、これらの者の中で筆頭株主（後継者を除く）であったこと	
	会社の代表者であったこと	
	既に事業承継税制の適用に係る贈与をしていないこと	
	-	特例承継計画に記載された先代経営者であること
	【贈与税】贈与時に代表者を退任していること	
【贈与税】一定数以上の株式等を贈与すること		
後継者の要件	贈与時/相続時において、後継者と後継者の親族などで総議決権数の過半数を保有していること	
	同族関係者の中で筆頭株主であること	（後継者一人の場合）同族関係者の中で筆頭株主であること （後継者複数の場合）各後継者が10%以上の議決権を有し、かつ、同族関係者の中で上位2位以内（後継者二人の場合）又は3位以内（後継者三人の場合）であること
	【贈与税】贈与時に20歳以上の代表者であり、贈与の直前において3年以上役員であること	
	【相続税】相続開始の直前において役員であり、相続開始から5か月後に代表者であること（先代経営者が60歳未満で死亡した場合を除く）	
	贈与・相続により取得した株式等を継続して保有していること	
	その会社の株式等について、特例措置の適用を受けていないこと	その会社の株式等について、一般措置の適用を受けていないこと
	認定申請基準日において、贈与時/相続時の従業員数の8割以上を維持していること	
-	特例承継計画に記載された後継者であること	

### 【特例措置における主な申請書類】

	第一種特例認定申請書 （「先代経営者」からの贈与・相続等）	第二種特例認定申請書 （「先代経営者以外の株主」からの贈与・相続等）
贈与の場合	様式7の3	様式7の4
相続の場合	様式8の3	様式8の4
特例承継計画	様式21	
特例承継計画の変更申請	様式24	
事前確認申請（注）	様式21の2	

（注）認定申請に当たって、事前確認は要件とされていませんが、贈与税や相続税の納税猶予を受けようとする場合には、事前確認制度を利用すれば適用要件などについて、都道府県において事前確認が可能です。

（文責：山本和義）